第十四条　第一種軌道建設等事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種軌道建設等事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係する地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて行うものとする。

2　第一種軌道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種軌道建設等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種軌道建設等事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3　前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について第一種軌道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

4　第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種軌道建設等事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。

5　第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、同項の第一種軌道建設等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種軌道建設等事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

6　配慮書について第二項又は前項の書面の提出があったときは、第一種軌道建設等事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

第三十五条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象軌道建設等事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象軌道建設等事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象軌道建設等事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象軌道建設等事業の名称、種類及び規模、対象軌道建設等事業が実施された区域の位置その他の対象軌道建設等事業に関する基礎的な情報

二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三　事後調査の項目、手法及び結果

四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象軌道建設等事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の運営管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改める。

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

（鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令の一部改正）

第七条　鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令（平成十年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第一条の二」を「第十六条」に改め、同条第二項中「第一条の二の」を「第十六条の」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象鉄道建設等事業」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」を「対象鉄道建設等事業」という。」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象鉄道建設等事業に」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業に」に改め、「法第五条第一項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と一の下に「、「対象鉄道建設等事業の」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業の」と、「対象鉄道建設等事業が」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改める。

第三条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改める。

第四条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十九条」を「第三十四条」に改める。

第五条中「第二十条」を「第三十五条」に改める。

（新設軌道に係る線路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第八条　新設軌道に係る線路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条」を「第三十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条を第十一条とする。